

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月十七日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一一―八―四九

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第四条関係）		別表（第四条関係）	
職員	年齢	職員	年齢
事務次官（外交領事事務に従事する	六十二年	事務次官（外交領事事務に従事する	六十二年

職員で人事院が定めるものを除く。

以下この表において同じ。）

外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第三項の序をいう。以下この表において同じ

）の長官

（略）

内閣審議官のうち、その職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの

職員で人事院が定めるものを除く。

）

外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第三項の序をいう。）の長官

（略）

郵政民営化推進室長、拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官若しくは政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、特定複合観光施設区域

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(略)	(略)
(略)	

(略)	整備推進室長、皇位継承式典事務局 長、イノベーション推進室イノベ ション総括官又は新型コロナウイルス 感染症対策推進室長に充てられた 内閣審議官
(略)	